

有機農業アカデミー（仮称）カリキュラム検討委員会 設置要綱

（目的）

第1条 兵庫県立農業大学校に令和8年4月開講予定の有機農業アカデミーにおいて、「経営として成り立つ有機農業」を学び、卒業後に県内で有機農業に取り組む人材の育成に向けたカリキュラムを検討するため、「有機農業アカデミー（仮称）カリキュラム検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）経営として成り立つ有機農業を実践するために必要な教育カリキュラムの作成に関すること
- （2）上記に関連する事項に関すること

（運営）

第3条 委員会は、別表に記載する委員をもって構成する。

- 2 委員会の招集は兵庫県立農業大学校長（以下「校長」という。）が行う。
- 3 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 校長は、必要があると認めるときは、委員を新たに追加することができる。
- 5 委員は、事故その他やむを得ない理由により委員会に出席できないときは、あらかじめ校長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 6 校長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 7 委員会は、公開とする。ただし、委員会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
議事録、議事要旨及び委員会資料は、原則として公開とする。

（座長）

第4条 委員会の議事を進行するため、座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、委員の承認を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- 4 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。

（謝金）

第5条 委員が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第3条第5項の規定に基づき代理人が委員会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。
- 3 第3条第6項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

（旅費）

第6条 委員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、職

員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により旅費を支給する。

- 2 第 3 条第 5 項の規定に基づき代理人が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。
- 3 第 3 条第 6 項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、農業大学校有機農業アカデミー開設準備室において処理する。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

（2）委員

	分野	氏名	所属・役職
1	学識	中塚 華奈	摂南大学農学部食農ビジネス学科 准教授
2	有機農業実践者 (施設野菜)	池上 義貴	炭育ち池上農園 代表
3	有機農業実践者 (水稲・露地野菜)	高見 康彦	株式会社 丹波たかみ農場 代表取締役社長
4	流通・販売	新井 正枝	イオンアグリ創造 株式会社 生産本部西日本担当部長
5	流通・販売	安本 優作	株式会社 ビオ・マーケット 取締役経営管理部担当 直販事業部長
6	土壌学	松本 聰	一般財団法人 日本土壌協会 会長